

杵築市ガバメントクラウドファンディング実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の課題解決及び活性化を図るとともに、寄附金の使途をより具体的に明確化し寄附者の思いを実現するために、ふるさと納税制度を活用して実施するガバメントクラウドファンディングについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ガバメントクラウドファンディングとは、ふるさと納税制度を活用し、事業提案団体等（以下、「対象者」という。）が事業を実施するために必要な経費を、インターネット等を通じて広く集める資金調達のことをいう。

(対象者)

第3条 ガバメントクラウドファンディングにより寄附金を集めようとする対象者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に事務所又は住所を有すること。
- (2) 市税及び市に納付義務のある料金を完納していること。ただし、任意団体の場合は、代表者とする。
- (3) 活動の目的が、宗教又は政治的なものでないこと。ただし、国県市指定文化財の保護を目的としたものを除く。
- (4) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）でない者であること。

(対象事業)

第4条 ガバメントクラウドファンディングの対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地域の課題解決及び活性化を図るものであること。
- (2) ガバメントクラウドファンディングの用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
- (3) 寄附金の目標金額は100万円以上とし、かつ、目標金額を達成する見込みがある事業とする。

(事業認定)

第5条 対象者は、事業内容がわかる書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事業内容がわかる書類の提出があったときは、政策調整会議にて、事業の認定の適否を決定し、対象者に通知するものとする。

(寄附金の募集)

第6条 市長は、前条第2項で事業を認定したときは、ふるさと納税ポータルサイトに掲載するものとする。

(交付金額)

第7条 対象者に交付する寄附金の額は、ガバメントクラウドファンディングにより集まった寄附金から当該寄附金に係るふるさと納税ポータルサイトの利用手数料、決済手数料、市外の寄附者に対する返礼品の贈答及び寄附金受領証明書等の発送に要する経費相当額を差し引いた金額とする。

(事業実施)

第8条 対象者は、ガバメントクラウドファンディングにより集まった寄附金が目標金額に達しない場合においても、当初の事業計画の変更又は縮小等により、当該事業を実施しなければならない。

(返礼品の贈答)

第9条 市長は、市外の寄附者へ寄附金額に応じて定める返礼品を贈答する

ことができる。ただし、寄附者が返礼品の贈答を希望しない場合は、この限りでない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。